

旭川市民文化会館管理等業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年1月9日

旭川市長 今津 寛介

1 契約担当部局

〒070-0037 旭川市7条通9丁目

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課旭川市民文化会館

電話 0166-25-7331

FAX 0166-22-3526

e-mail siminbunka@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

旭川市民文化会館管理等業務

(2) 業務内容

ア 会館使用の受付、日程管理、問合せ対応等に関する業務

イ 現金徴収（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法第243条の2に基づく）に関する業務

ウ 催事主催者への対応に関する業務

エ 自主文化事業に関する業務

オ 会館情報の提供周知、利用者意見の把握等に関する業務

カ 施設環境の維持に関する業務

キ その他会館運営に関する業務

ク 新文化ホール整備に関する資料作成等への協力業務

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館

旭川市常磐公園 旭川市公会堂

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3030警備・受付等」、取扱品目「3035受付、展示物案内・誘導」の入札参加資格を有している市内業者（地域区分51）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 社会保険料の滞納がないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市民文化会館管理等業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月28日（水）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市民文化会館のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d083187.htm>

5 参加表明手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果をファクシミリで通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

7 受託候補者の特定

旭川市民文化会館管理等業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として1者を特定する。

8 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徵取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

- (2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) 支払条件

毎月後払いとし、検査完了後、適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。